

年 月 日

国立大学法人室蘭工業大学長 殿

民間機関等
住 所
名 称
代表者職名・氏名

共同研究申請書

室蘭工業大学共同研究取扱規則に基づき、下記のとおり共同研究申請します。

記

1 共同研究の概要

研究題目				
研究の目的及び内容				
研究期間	契約締結日から 年 月 日まで			
研究担当者	室蘭工業大学	氏 名	所属・職名	本研究における役割
		研究代表者は、氏名の後ろに※印を付すこと。		
	民間機関等	氏 名	所属・職名	本研究における役割
		派遣を予定している民間等共同研究員には、氏名の後ろに◎印を付すこと。		
研究実施場所				
その他参考となる事項				
民間機関等の主な事業内容等	※以下に、別表から民間機関等区分及び業種別内訳の略号を選択して記載願います。 【民間機関等区分： 】【業種別内訳： 】			
民間機関等の事務連絡先	住所			
	部署名			

	担当者氏名	
	電話	
	メールアドレス	

2 共同研究に要する経費等

(1) 民間機関等が負担する経費等の額

	①研究費 (a+b) (*1)		②間接経費 (*2)	③研究料 (*3)	合計 (①+②+③)
年度	a. 直接経費	b. 学術貢献費			
合計	円	円	円	円	円

(2) 民間機関等が提供する施設・設備

施設の名称	設備		
	名称	形式・仕様	数量

- ※1 研究費は、研究内容等を勘案し関係者間で協議した金額を記載してください。なお、直接経費は共同研究の遂行のために必要となる直接的な経費、学術貢献費は本学研究担当者の学術的知見等の貢献度に応じた対価です。
- ※2 間接経費の額は、研究費の30%に相当する額以上を記載してください。
- ※3 研究料は、民間等共同研究員の人数に応じた額を記載してください。
- ※4 民間等共同研究員の派遣がある場合は、民間等共同研究員調書を添付してください。

3 確認事項等

「室蘭工業大学共同研究取扱規則」(下記 URL)を確認しました。 https://muroran-it.ac.jp/uploads/sites/7/2021/07/kyoudou-kitei.pdf ☐ 確認しました
貴社が負担する経費等のうち学術貢献費を、本学の研究担当者が本申請書に基づき実施する共同研究に要する人件費相当分として受領し、同額を本学の研究担当者の一般研究費として配分すること。 https://muroran-it.ac.jp/society/ciulg_rc/crp/ ☐ 同意します ☐ 同意しません ※別表の民間機関等区分番号 1~4 に該当する場合のみチェックください。
冊子・ホームページ等への掲載可否について以下のとおり回答します。(*5) ・申込者名称 ☐ 掲載可 ☐ 掲載不可 ・研究題目 ☐ 掲載可 ☐ 掲載不可 ・本学の研究担当者 ☐ 掲載可 ☐ 掲載不可 ・企業紹介(掲載可の場合は50文字以内で記入願います。) 【企業紹介： 】
アライアンスラボを利用すること(*6) ☐ 希望する ・利用期間：令和 年 月 日～令和 年 月 日 ・部屋名：

- ※ 一覧内のチェックボックスに、チェック(☑)を入れてください。
- ※5 本学では、学生及び社会へ民間機関等との研究活動の紹介を目的として、共同研究契約に関する

情報の冊子・ホームページ等への掲載を予定しております。掲載の冊子は幅広く配布し、研究活動の周知に加え学生の就職希望先の検討においても参考となります。つきましては、情報の掲載にご協力願います。企業紹介欄は会社の特徴がわかるような内容で記入願います。

《冊子・ホームページ等掲載イメージ》

研究題目	研究相手方	業種	ユニット・所属／教員名	企業紹介
〇〇における××条件の検討	〇〇株式会社 北海道〇〇市〇〇町〇番〇号	製造業	機械工学ユニット もの創造系領域 教授 室蘭太郎	〇〇〇・・・。
非公表	〇〇株式会社 〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号	建設業	社会基盤ユニット もの創造系領域 准教授 高砂一郎	〇〇〇・・・。
非公表	非公表	その他	知能情報学ユニット しくみ解明系領域 講師 水元花子	〇〇〇・・・。

※6 アライアンスラボとは、企業との共同研究を促進するため、共同研究契約を締結している企業に本学 MONO づくりみらい共創機構の部屋を有償で貸付する制度です。

(https://www.muroran-it.ac.jp/guidance/r_so/ciulg_rc/alliance.html)

アライアンスラボの利用を希望する場合は、別途「資産使用許可申請書」を提出してください。アライアンスラボの使用可否は、共同研究内容及びアライアンスラボを使用することによる効果等について審査を行うため、余裕を持って申請してください。

別表

○民間機関等区分

区 分			略号
国内企業	大企業	道内	1
		道外	2
	中小企業(※ 1)	道内	3
		道外	4
国		道内	5
		道外	6
独立行政法人 国立研究開発法人		道内	7
		道外	8
その他公益(一般)法人等(※ 2)		道内	9
		道外	10
地方公共団体		道内	11
		道外	12
外国政府機関			13
外国企業			14
国内大学(国立大学法人及び学校法人(大学))			15
その他(※ 3)		道内	16
		道外	17
		外国	18

※1 「中小企業基本法」(昭和38年法律第154号)第2条に定める「中小企業者」を指し、以下の表の資本金又は従業員数の基準を満たすものを指します。いずれにも該当しないものは「大企業」となります。

業種分類	資本金	従業員
①製造業、建設業、運輸業その他(②～④を除く)	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5千万円以下	100人以下
④小売業	5千万円以下	50人以下

※2 特殊法人、財団法人、社団法人、商工会議所等が該当します。

※3 大学共同利用機関法人、海外の大学、学校法人(大学は除く、ただし、地方独立行政法人のうち公立大学法人は該当します)、特定非営利活動法人(NPO法人)、組合、医療法人が該当します。

別表

○業種別内訳

区 分	分類	略号
水産・農林業	農業、林業、漁業	水
鉱業	鉱業	鉱
建設業	総合工事業、職別工事業、設備工事業	建
製造業	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、衣服・その他繊維製品製造業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造	製
電気・ガス・水道業	電気業、ガス業、熱供給業、水道業	電
運輸業・郵便業	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業、郵便業	運
情報通信業	通信業、放送業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報製作業	情
卸売・小売業		卸
金融・保険業		金
医療・福祉		医
サービス業		サ
国、地公体、独法、その他公		国
その他		他